

概 要 版

第3期常陸大宮市 子ども・子育て支援事業計画

【計画期間 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度】



令和7年3月

常陸大宮市

1. 計画策定に当たって



計画策定の趣旨

子どもは次代の地域社会を担うかけがえのない存在です。子どもや若者を守り育てていくことは、現役世代を生きる人々の責務であり、子どもや若者の声を取り入れ、差別なく公平に、心身共に健康に成長していける社会を実現していかなければなりません。

本市においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、総合的な子育て支援施策を推進していますが、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針を踏まえ、本市の子どもたちの健全な成長のためのより良い環境が確保されるよう、「第3期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の基本理念

1. 将来を担う子どもたちが身心ともに健やかに成長できるよう、愛情豊かな環境づくりを目指します。
2. 安心して子どもを産み育てることができ、それを社会全体で祝福できるような環境づくりを目指します。
3. 子育ての意義と喜びを実感でき、それを社会全体で支援できる様な環境づくりを目指します。

計画の基本的視点

① 子どもの視点

本計画の推進に当たっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を推進します。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。

③ サービス利用者の視点

核家族化の進行などの社会環境の変化、市民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者ニーズの多様化など、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ包括的な取組を推進します。

④ 社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働により対策を推進します。

⑤ 仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しにより、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに対する意識の醸成や出生率の向上につながります。このような地域社会を構築できるように、行政をはじめ企業などの関係者が、創意工夫して事業を展開します。

また、仕事と生活の調和の実現には父親と母親の相互協力が必要です。子育ては父母や家族が協力して行うべきものという視点に立って取組を推進します。

⑥ 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から取組を推進します。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疫病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、多様なニーズに対応した取組を進めます。

⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

本計画の推進に当たっては、様々な地域活動団体や森林などの豊かな自然環境、地域に受け継がれる伝統的文化などもあることから、こうしたあらゆる地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取組を推進します。また、保育施設や学校施設などをはじめとする各種の公共施設を活用する取組を推進します。

⑧ サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めます。

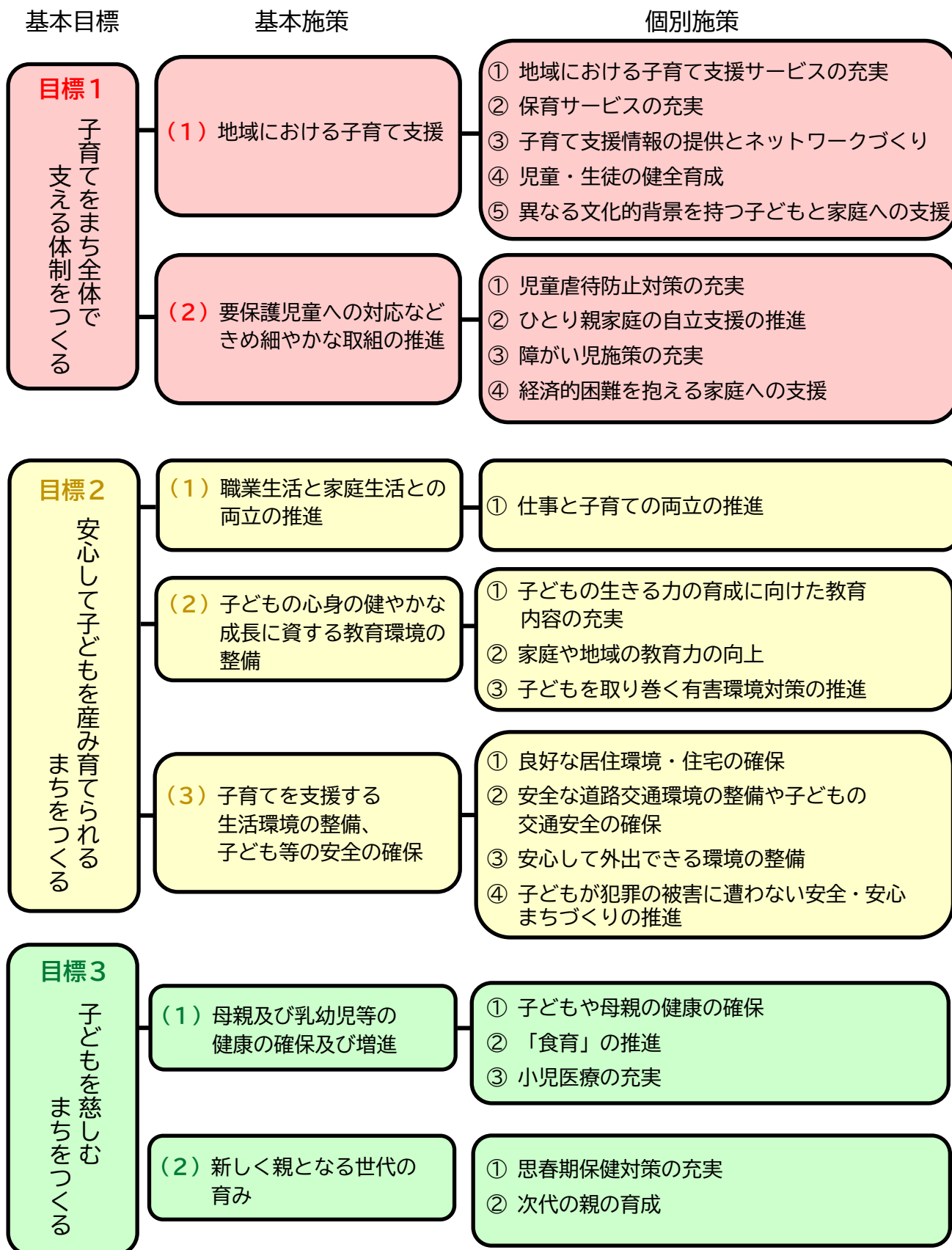
⑨ 地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本市の特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

2. 施策の体系



基本理念を実現するために、基本的視点やアンケート調査結果を踏まえて、「第2期常陸大宮子ども・子育て支援事業計画」に引き続き次の3つの目標を設定し、施策を推進します。



3. 実施施策の主な内容



量の見込と確保策

本市では、一部の地域で人口増が見られるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、市全域を一つの教育・保育提供区域とすることとします。

教育・保育の量の見込に対する確保策

区分		対象年齢	利用できる施設等
1号認定	教育標準時間（4時間）	3～5歳	認定こども園、幼稚園
2号認定	保育短時間（8時間）	3～5歳	認定こども園、保育所
	保育標準時間（11時間）		
3号認定	保育短時間（8時間）	0～2歳	認定こども園、保育所 地域型保育事業所
	保育標準時間（11時間）		

区分			計画					
			(単位：人)					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	児童数		525	511	495	469	457	
	1号	幼稚園	89	87	84	80	78	
		認定こども園（教育）						
	2号	認定こども園（保育）	420	409	396	375	366	
		保育所						
	3号	0歳児	59	55	54	51	50	
		1歳児	93	94	89	86	83	
2歳児		113	108	110	104	101		
確保 策	1号	幼稚園・認定こども園		147	147	147	147	147
	2号	幼稚園・認定こども園・ 保育所※		512	522	528	528	528
	3号	0歳児	特定教育・ 保育施設	76	76	76	76	76
			特定地域型保育	17	17	17	17	17
			その他	6	6	6	6	6
			計	99	99	99	99	99
		1歳児	特定教育・ 保育施設	128	128	128	128	128
			特定地域型保育	12	12	12	12	12
			その他	3	3	3	3	3
			計	143	143	143	143	143
		2歳児	特定教育・ 保育施設	156	156	156	156	156
			特定地域型保育	13	13	13	13	13
	その他		3	3	3	3	3	
	計		172	172	172	172	172	

※：令和7年度・令和8年度については、隣市である「那珂市」の量の見込み不足分を、本市で補う（確保方策加算）計算

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の概要は以下の通りです。

事業名	概要
① 利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	子どもまたはその保護者、もしくは妊娠している方に対し、身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 本市では、こどもセンター内で子育て世代包括支援センターとして実施しています。
② 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。 児童数の減少や共働きの保護者が増加することにより、利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。 本市では、こどもセンター内に子育て広場、公立保育所のほか私立保育園等に地域子育て支援センターを設置し実施しています。
③ 妊婦健康診査事業	妊婦は出産するまで、産婦は産後2週間及び1か月健診にかかる費用を助成する事業です。
④ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握、子育てに関する相談・助言等の支援を行う事業です。
⑤ 養育支援訪問事業等	養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。 家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会(常陸大宮市子ども家庭支援ネットワーク)の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。
⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	ショートステイ事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合に利用できる事業です。 トワイライトステイ事業は、平日夜間や休日に保護者が仕事やその他の理由で不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合等に利用できる事業です。 いずれも本市において、支援が必要と思われる世帯は延べ5人程度と想定されることから広報紙等を活用しPRの強化に努めます。

事業名	概要
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡、調整を行い、地域における子育ての相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など、多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。 子育て世帯からの利用ニーズが低いことから実質的な利用は少ないですが、サービス向上の観点からも引き続きPRを強化するとともに会員の増加につながる対策を図っていきます。
⑧ 一時預かり事業	一時預かり事業は、家庭で保育することが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に日中において、教育・保育施設等で一時的に預かる事業です。
⑨ 延長保育事業 (時間外保育事業)	保育施設等利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。
⑩ 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育施設の医務室等で緊急的な対応等を行う事業です。
⑪ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	主に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。 現在、市内には12クラブ(公立6か所、私立6か所)があり、待機児童はいませんが、施設及びクラスを拡充して事業の展開を推進します。
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。 保育の無償化に伴い、低所得者層に対して保育料負担は実質ゼロとなっています。
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。 現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。
⑭ 子育て世帯訪問支援事業 (訪問による生活の支援)	新設事業の一つで、18歳未満の子どもを育てる家庭を支援する事業です。支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的としています。 ※現在、本市では該当事業が無く、今後のニーズ次第で対応を検討していきます。

事業名	概要
⑮ 児童育成支援拠点事業 (学校や家以外の 子どもの居場所支援)	新設事業の一つで、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント(評価・判断)し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。
⑯ 親子関係形成支援事業 (親子関係の構築に 向けた支援)	新設事業の一つで、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対して、情報提供や相談、助言を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る支援事業です。保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換できる場も提供されます。 ※情報提供や相談等はこどもセンターで行っていますが、今後拡充を検討していきます。
⑰ 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。
⑱ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園 制度)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。
⑲ 産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。 育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう、出産後1年未満の母子を対象に、産科医療機関及び茨城県助産師会へ委託し、医療機関での宿泊や日帰り、ご自宅への訪問による乳房のケア等の相談を行います。

第3期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 : 常陸大宮市 保健福祉部 こども課
〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6
電話 : 0295-52-1111 (代表)
FAX : 0295-53-5415
URL : <https://www.city.hitachiomiya.lg.jp>

